

介護分野に関する調査報告書（調査結果等抜粋）

1 参入規制【報告書28ページ】

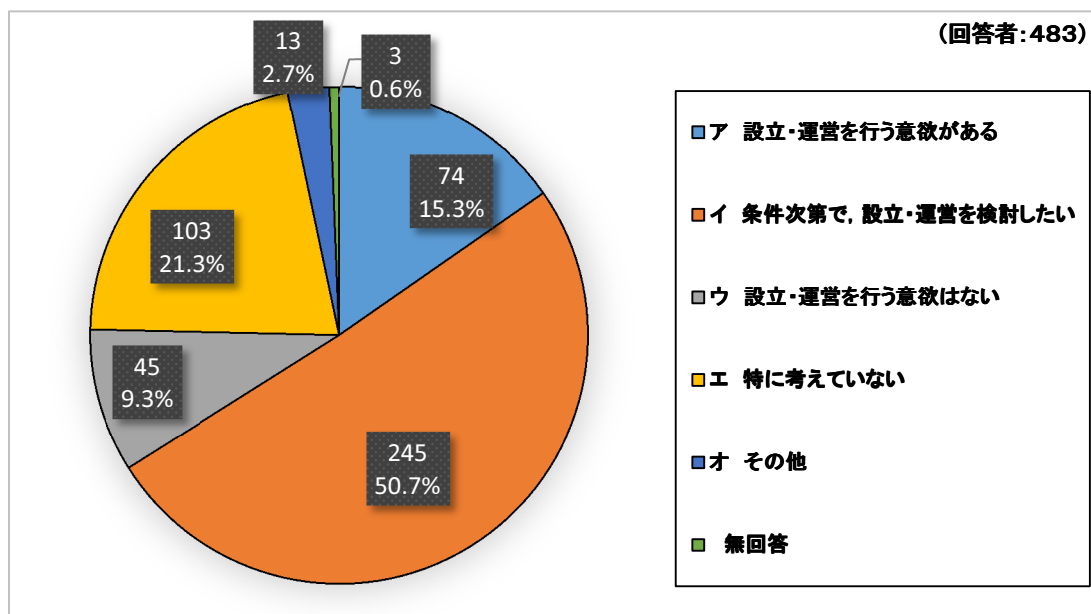
参入規制については、①提供主体等による規制、②需給調整を目的とした規制に分けられるところ、多様な事業者の新規参入が可能となる環境が整っているかとの視点から、参入に係る規制とその実態等について調査を行った。

(1) 提供主体等による規制【報告書28ページ】

ア 特別養護老人ホームへの参入規制【報告書28ページ】

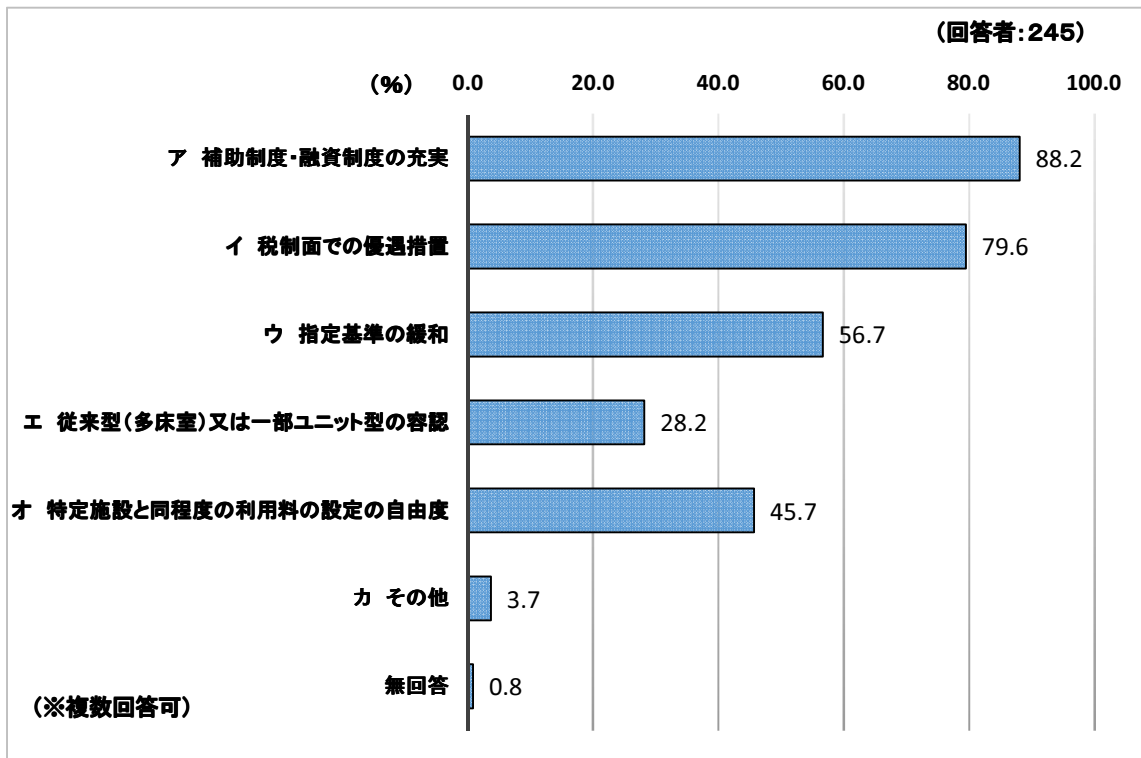
特別養護老人ホームへの株式会社等の参入に関連して、株式会社等に対するアンケートにより、特別養護老人ホームへの参入意欲を確認したところ、回答者の6割以上が「設立・運営を行う意欲がある」又は「条件次第で、設立・運営を検討したい」と回答しており、後者の具体的な条件の内容としては、「補助制度・融資制度の充実」、「税制面での優遇措置」等が挙げられている。一方、株式会社等による特別養護老人ホームへの参入に関して、社会福祉法人に対するアンケートでは、回答者の8割以上が「反対」又は「どちらかという反対」と回答している。

図表18 株式会社等による特別養護老人ホームの設立・運営への意欲【報告書29ページ】



【出所】公正取引委員会調べ

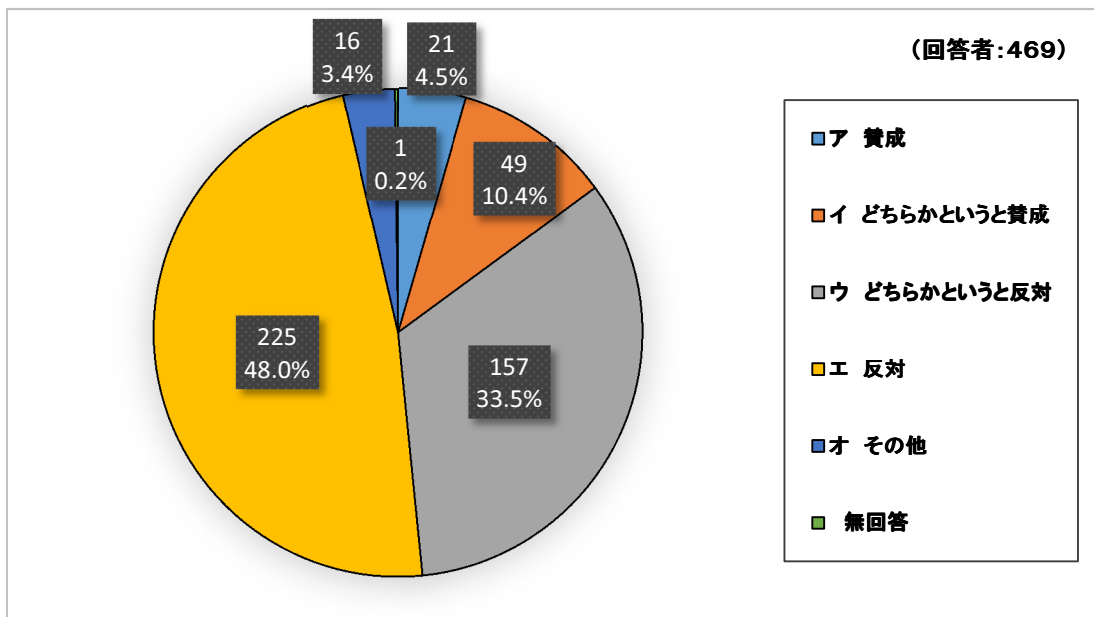
図表 19 図表 18 で「条件次第で、設立・運営を検討したい」と回答した株式会社等が選択した条件【報告書 30 ページ】



【出所】公正取引委員会調べ

図表 20 株式会社等による特別養護老人ホームへの参入に対する社会福祉法人の意見及び理由【報告書 31 ページ】

① 株式会社等が特別養護老人ホームへの参入に対する社会福祉法人の意見



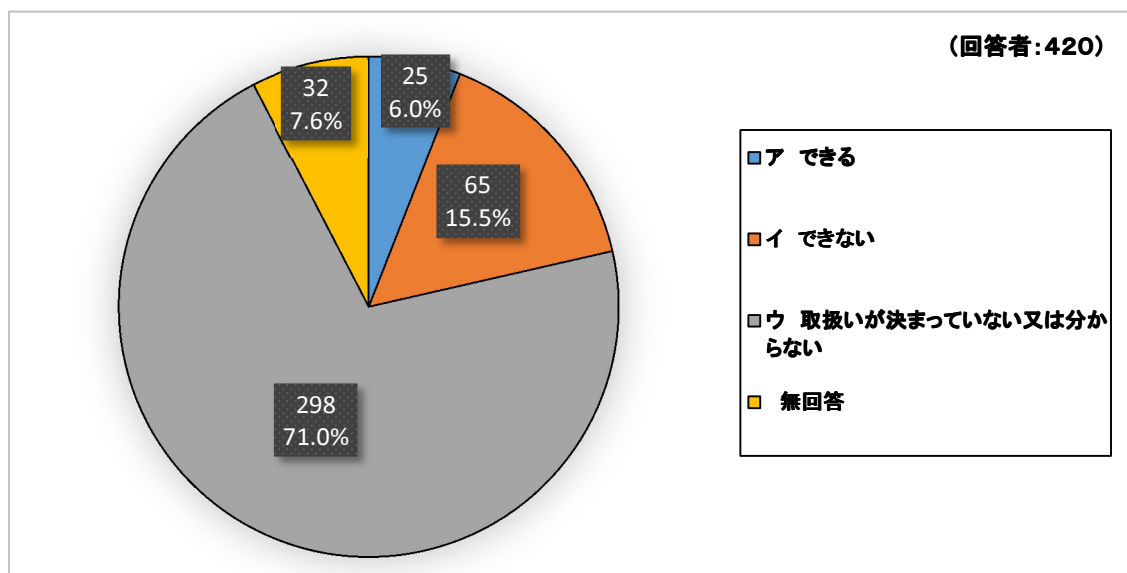
【出所】公正取引委員会調べ

また、意見交換会では、「営利法人は採算が合わなければ撤退することになり、利用者にとって不利益が大きい」との意見があったが、この懸念に対しては、「例えば、保証金を積み立てておくなど、簡単に撤退できないように担保するという方法がある」との意見があった。このほか、「特別養護老人ホームへの営利法人の参入は反対であるが、社会医療法人の参入は認めてもよいと考える」、「要介護3以上の者や低所得者を公的な性格で守っていかなければならないとしても、株式会社等や医療法人に同じ条件を課して参入を認めればよい」等の意見があった。

イ 指定管理者制度の運用【報告書33ページ】

自治体が設置する特別養護老人ホームについては、株式会社等であっても指定管理者として管理を行うことができる取扱いとなっており、意見交換会では、「指定管理者制度が積極的に活用されることになれば、営利法人にとって特別養護老人ホームへの参入機会が増えることになり大変望ましいものである」という意見があった。一方、株式会社等が指定管理者になることができるかどうかについて、自治体に対するアンケートでは8割以上が「できない」又は「取扱いが決まっていない又は分からない」と回答している。

図表21 株式会社等が特別養護老人ホームの指定管理者になることができるかどうかについての自治体における運用状況【報告書34ページ】



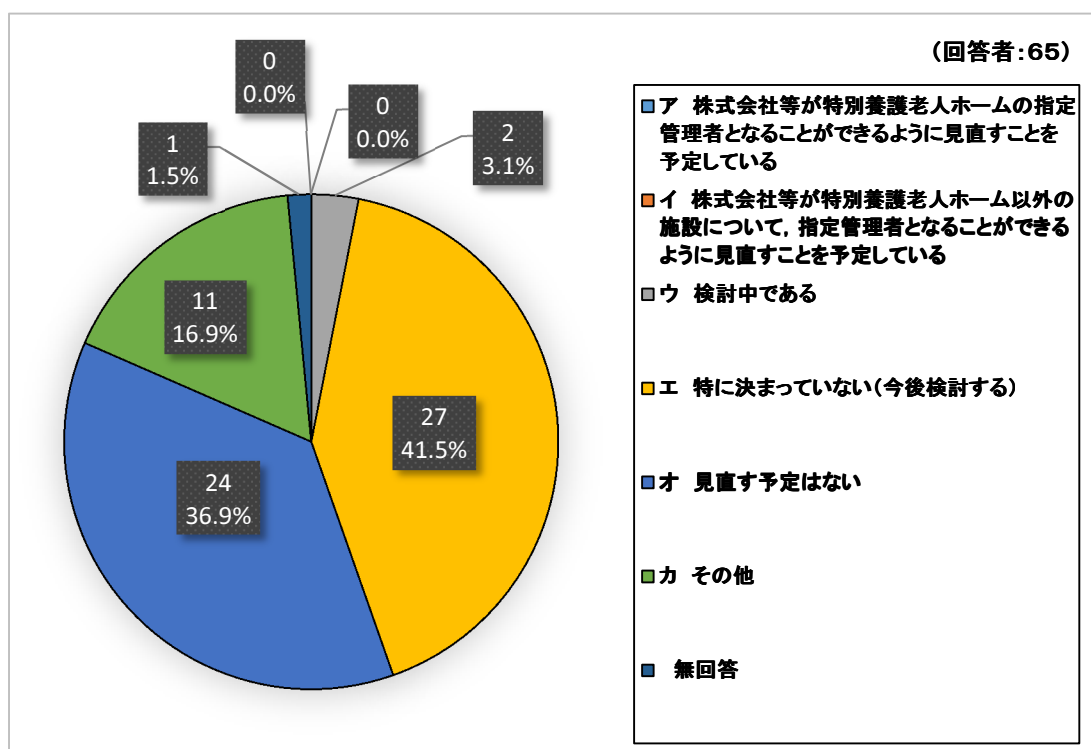
【出所】公正取引委員会調べ

この指定管理者制度に関連して、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、「厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体

に対して通知する」こととされ、これを受けて、同年9月29日に厚生労働省は、各自治体宛てに通知を発出した。

この点について、厚生労働省の通知等を踏まえた運用等の見直し状況を確認したところ、自治体に対するアンケートでは、回答者の約8割が「特に決まっていない(今後検討する)」又は「見直す予定はない」と回答している。こうした状況等も踏まえて、意見交換会では、「厚生労働省は、指定管理者制度に関する通知を出したことで責任を果たしたと思っているのかもしれないが、その後の実態はどうなっているかをよくみるべきである」との意見があった。

図表2-3 自治体における厚生労働省の通知を踏まえた運用等の見直しの状況【報告書36ページ】



【出所】公正取引委員会調べ

(2) 需給調整を目的とした規制【報告書39ページ】

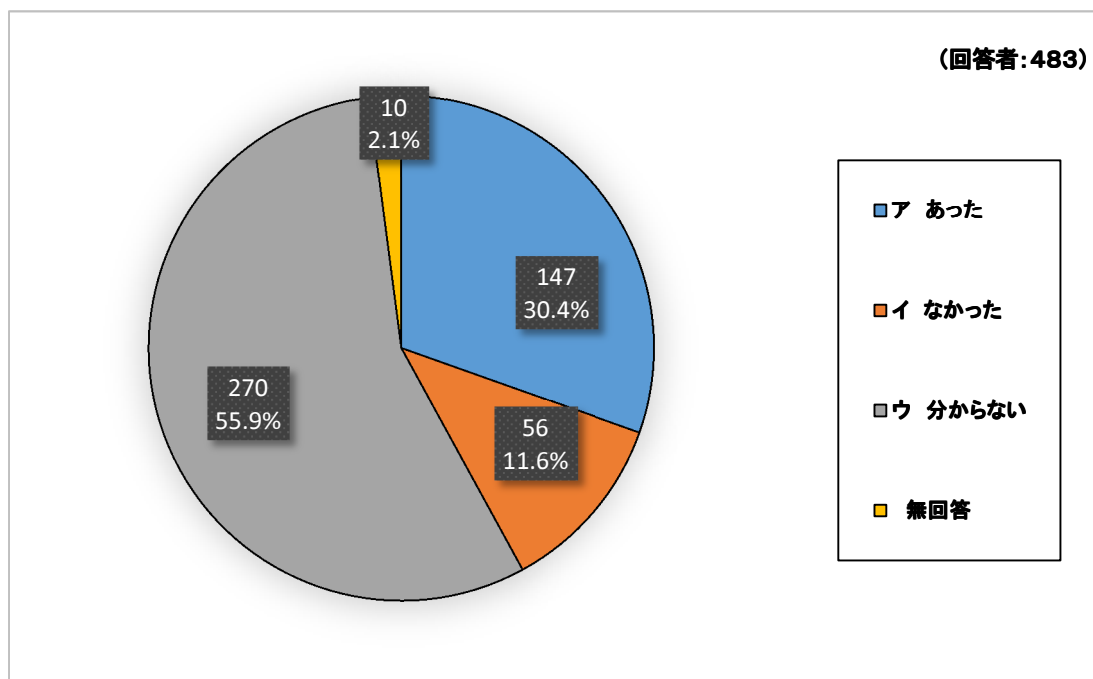
介護サービス事業者の指定等に当たって、サービスの提供が過剰とみなされた場合に指定を拒否することができる、いわゆる「総量規制」と呼ばれる規制がある。また、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム等の特定施設の設置に当たっては、市区町村においてこれらの施設の設置主体となる社会福祉法人や株式会社等の公募を行い、そこで選定された者が介護サービス事業者としての指定を受けることができるようになっている場合が多く、この場合、公募の段階で事実上設置者が決まる。

この総量規制の根拠となる介護保険事業計画等の策定に関連して、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、「厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する」とこととされた。これを受けて、厚生労働省は、第6期介護保険事業計画等の策定に向けて、平成26年7月3日に各自治体に通知を発出し、同月28日に全国介護保険担当課長会議において説明を行った。

にもかかわらず、第6期介護保険事業計画等の策定に関連して、株式会社等や社会福祉法人に対するアンケートでは、適切な介護サービス量が見込まれていないと考えられる事例があったとの運用面での問題点を指摘する回答が一定程度みられた。

図表30 適切な介護サービス量が見込まれていない事例の有無【報告書43ページ】

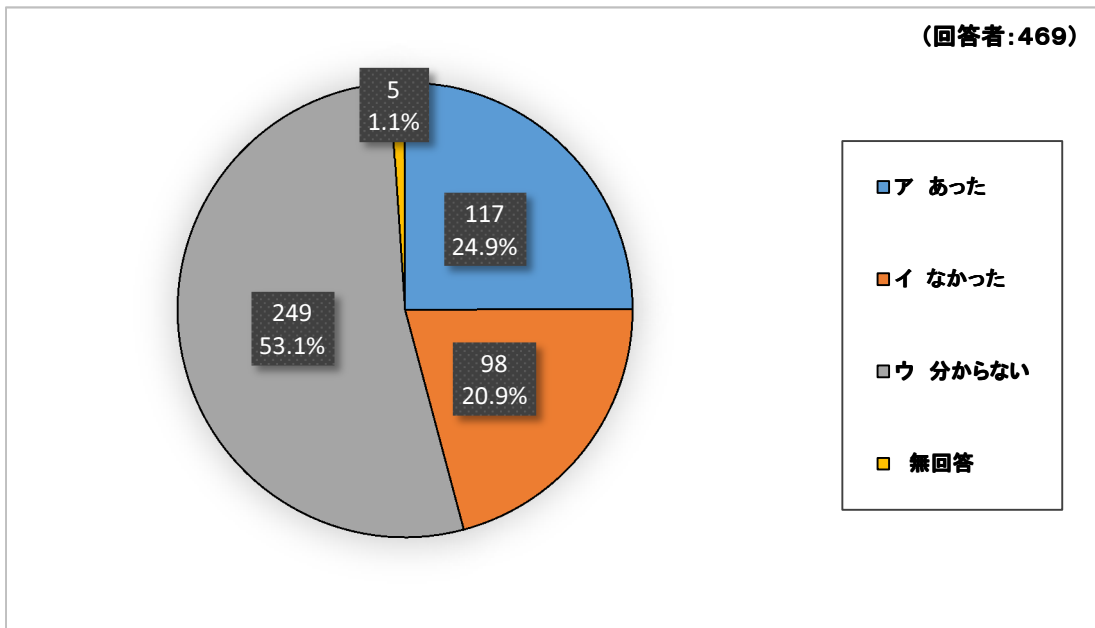
〔株式会社等〕



【出所】公正取引委員会調べ

図表 3 1 適切な介護サービス量が見込まれていない事例の有無【報告書 4 4 ページ】

〔社会福祉法人〕

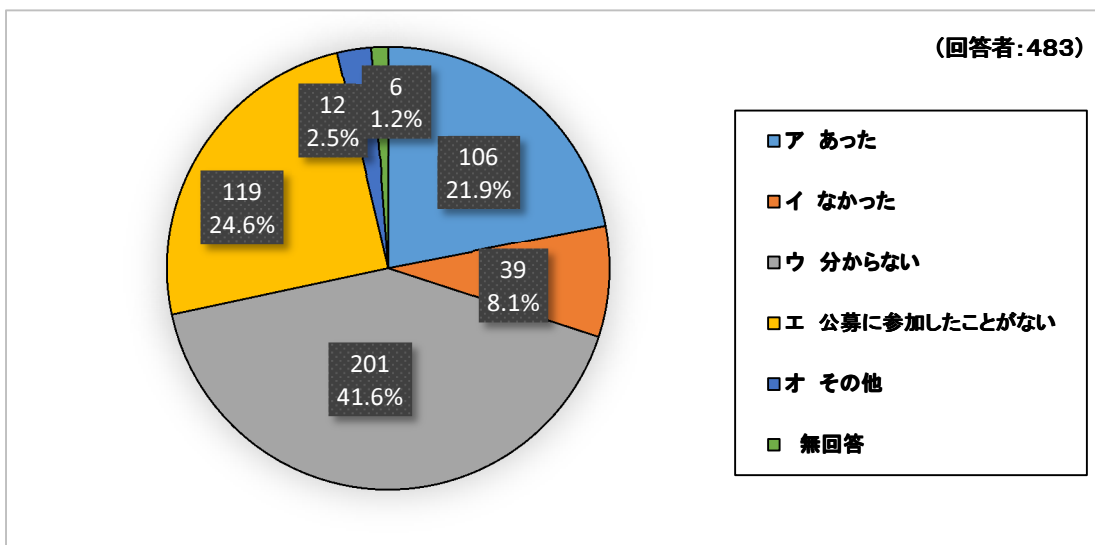


【出所】公正取引委員会調べ

さらに、自治体の公募における選定方法について、株式会社等や社会福祉法人に対するアンケートにおいて、公正な方法で選考が行われていないと考えられる不適切な事例があったとの回答が一定程度みられた。

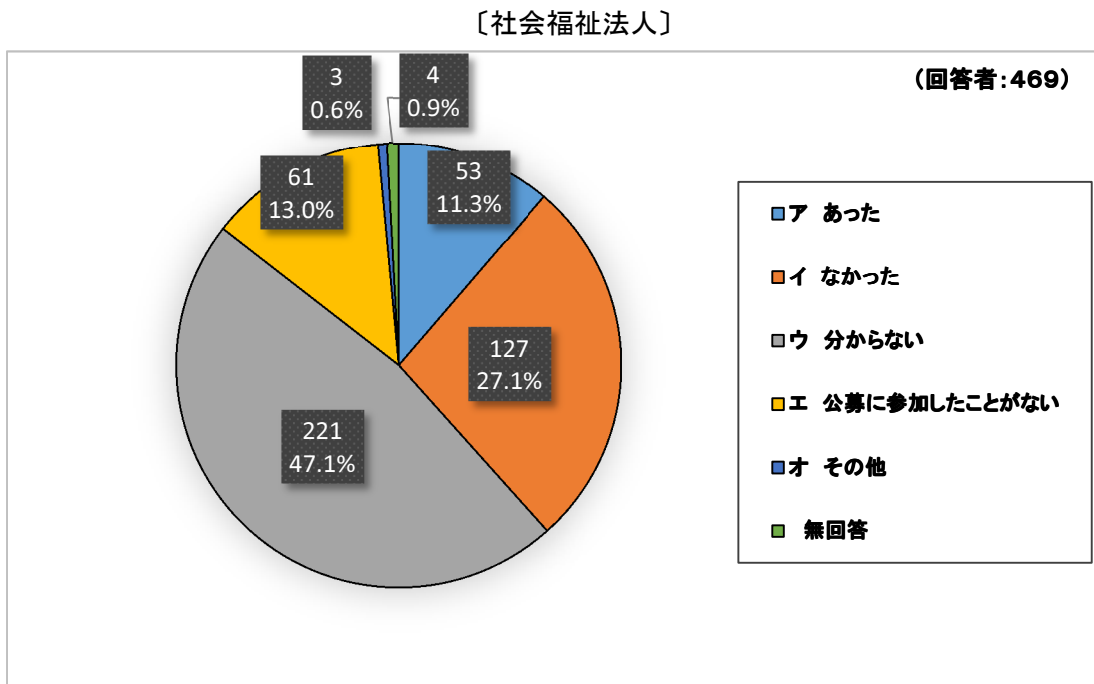
図表 3 2 公正な方法で選考が行われていないと考えられる不適切な事例の有無【報告書 4 5 ページ】

〔株式会社等〕



【出所】公正取引委員会調べ

図表 3 3 公正な方法で選考が行われていないと考えられる不適切な事例の有無
【報告書 4 5 ページ】



2 補助制度・税制【報告書 4 6 ページ】

事業者が公平な条件の下で競争できる環境が整っているかとの視点から、補助制度・税制とその実態等について調査を行った。

(1) 補助制度【報告書 4 6 ページ】

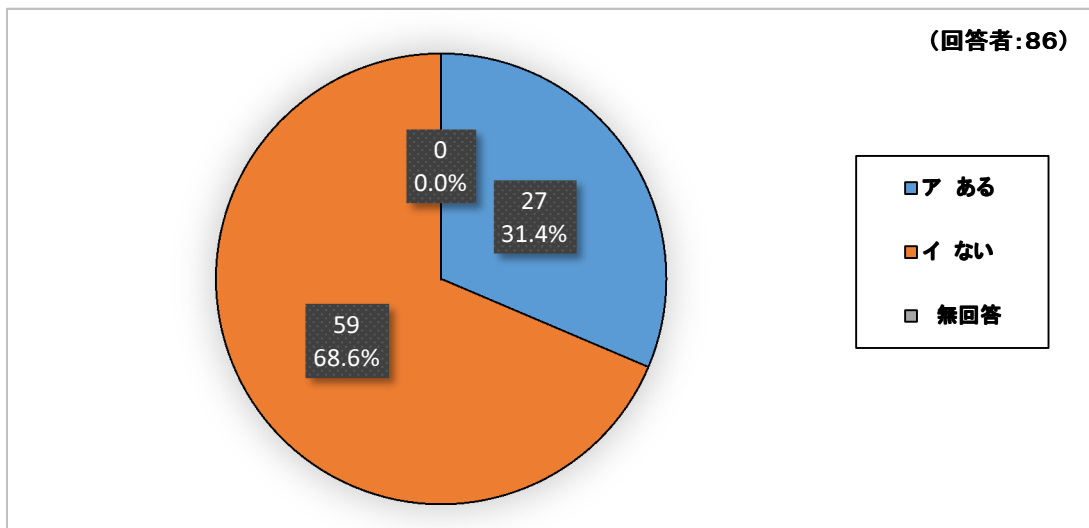
社会福祉法人が特別養護老人ホーム等の施設を整備する際に受けることのできる補助については、国から都道府県等に税源が移譲され、現在では、地方単独事業として補助が実施されている。したがって、補助率については、都道府県等ごとに異なっており、自治体によっては、依然として、相応の補助がなされている自治体もあるが、以前よりも補助率は下がっているとみられる。しかし、社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する場合の補助について、株式会社等に対するヒアリングでは、「特別養護老人ホームと有料老人ホームが提供するサービスに差はないし、介護報酬にも極端な差はないが、このような状況で利用料金に差がつくのは、やはり補助金が大きな要因であろう」等の意見があった。

また、都道府県や市区町村が、地方単独事業として、施設整備等に関して自治体独自の補助制度を設けている場合がある。補助金額や交付対象は、それぞれの自治体の判断において決定されているが、その中には、同一サービスであるにもかかわらず、対象を社会福祉法人に限定していたり、社会福祉法人とそれ以外の法人とで交付条件等に差を設けていたりする事例が見受

けられる。

図表 3 4 法人形態により差を設けている補助制度を有する自治体の割合及びその理由【報告書 4 7 ページ】

① 法人形態により差を設けている補助制度を有する自治体の割合



【出所】公正取引委員会調べ

(2) 税制【報告書 5 0 ページ】

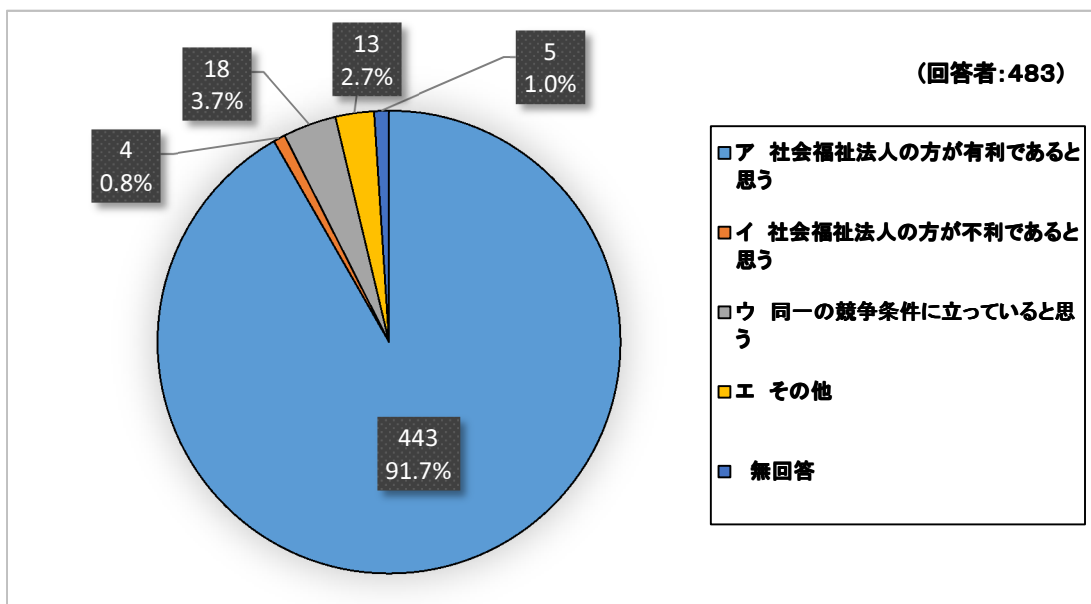
社会福祉法人と株式会社等では、同様に介護サービス事業を行っていても、税制上の取扱いに差があり、社会福祉法人の場合は、原則として、法人税、住民税及び事業税が非課税となっている。

税制については、株式会社等及び社会福祉法人に対するヒアリングでは、双方から「社会福祉法人が、訪問介護等の株式会社等が提供する介護サービスと同一のサービスを提供している場合については、当該サービスに係る収益について課税すべきである」との意見があったほか、意見交換会でも「税制に関して、営利法人と社会福祉法人の双方の条件を揃えるべきである」等の意見があった。

(3) イコールフットィングに係る意見【報告書 5 4 ページ】

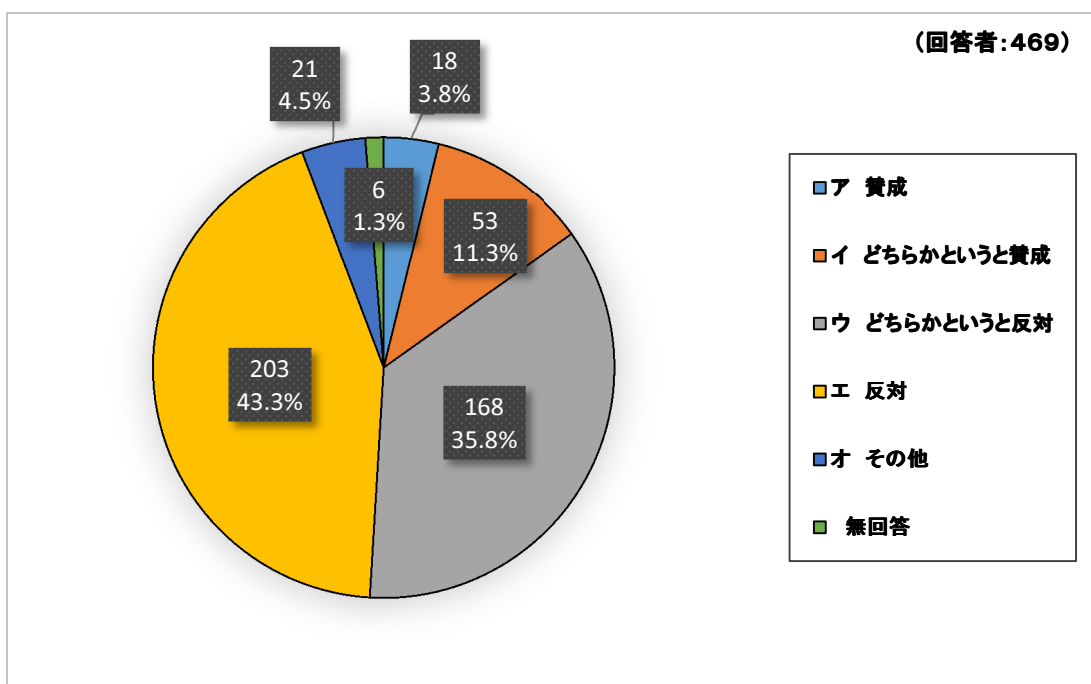
介護サービス事業を営む事業者間における当該事業を実施するための条件を公平なものとする事、すなわちイコールフットィングに関連して、株式会社等に対するアンケートでは、回答者の 9 割以上が介護サービス事業を行うに当たって「社会福祉法人の方が競争条件が有利であると思う」と回答しており、その理由としては、「社会福祉法人には施設の整備のための補助が大きいため」、「税制面での格差があるため」等が挙げられている。他方、社会福祉法人に対するアンケートでは、イコールフットィングについて、回答者の約 8 割が「反対」又は「どちらかという反対」と回答している。

図表 4 1 社会福祉法人との競争条件に係る株式会社等の認識【報告書 5 5 ページ】



【出所】公正取引委員会調べ

図表 4 3 補助制度・税制のイコールフットィングに対する社会福祉法人の意見【報告書 5 6 ページ】



【出所】公正取引委員会調べ

イコールフットィングについて、意見交換会では、参入規制の緩和等に関連して、「社会福祉法人が補助制度・税制により競争上優遇されているというイコールフットィングの問題を併せて議論することが必要である」とい

う意見や「介護事業におけるイコールフティングの確立として、税制面の優遇措置や補助制度の見直しを整備するべきである」等の意見があった。

(4) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度【報告書56ページ】

介護サービスの利用者のうち、所得が低く、一定の要件を満たす者に対し、国、事業を実施する社会福祉法人等が利用者負担額の一部を助成し、負担の軽減を図る「社福軽減事業」について、都道府県や市区町村が、独自の補助により、上乘せ補助を行う又は事業実施者を営利法人等に拡大するなどといった制度を設けている場合がある。

3 介護サービス・価格の弾力化（混合介護の弾力化）【報告書58ページ】

事業者の創意工夫が発揮され得る環境が整っているかとの視点から、介護サービス・価格の弾力化に関して、関連する制度とその実態等について調査を行った。

(1) 現行制度の状況等【報告書58ページ】

介護サービス事業者によっては、介護保険給付の対象となる保険内サービスを提供しているほか、要介護者等のニーズに応じて、保険適用外の保険外サービスを提供している。

介護サービスの料金に関し、保険内サービスについては、国が定める公定価格（介護報酬）となっているが、居宅サービスのうち医療系サービス等一部の介護サービスを除いて、公定価格を下回る価格を設定することが認められている。他方、現行制度下では、公定価格を上回る価格を設定することはできないとされている。

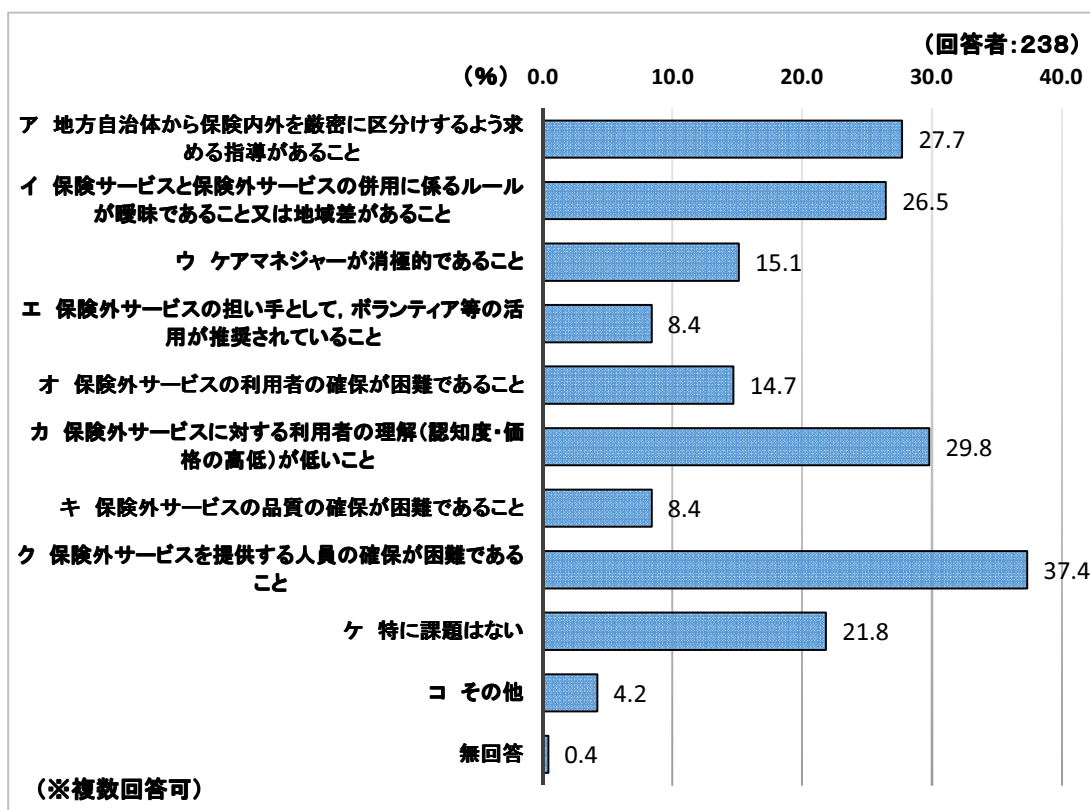
保険外サービスの料金については、介護サービス事業者が自由に設定できることになっているが、自治体による独自の補助等がなければ、その利用料は、基本的には利用者の全額自己負担となる。

また、介護サービス事業者は、保険内サービスである居宅サービスを提供するに当たり、保険外サービスを併せて提供する、いわゆる「混合介護」を提供することが可能であるとされている。ただし、現在認められている混合介護では、保険外サービスは、保険内サービスと明確に区分した上で、これを提供することが求められている。

なお、保険外サービスを提供するに当たっての課題について、保険外サービスを提供している株式会社等に対するアンケートでは、「特に課題はない」との回答がある一方、「地方自治体から保険内外を厳密に区分けするよう求める指導があること」、「保険サービスと保険外サービスの併用に係るルールが曖昧であること又は地域差があること」という回答もみられ、自治体の指導や地域ごとのルールの違い等が保険外サービスの普及に関する課題となっている状況がみられる。

図表 5 1 保険外サービスの提供に当たっての課題【報告書 6 4 ページ】

〔株式会社等〕



【出所】公正取引委員会調べ

(2) 現行制度に関する意見等【報告書 6 5 ページ】

株式会社等に対するヒアリングでは、「保険内サービスと保険外サービスを一体的に提供できれば効率が上がり、その分料金を下げられる可能性がある」、「保険内サービスと保険外サービスを自由に組み合わせて提供することが可能であれば、サービス内容の差別化を図ることができ、料金を含めた競争が可能となる」との意見があった。

さらに、意見交換会では、「既存の混合介護は使いにくい制度となっており、混合介護の弾力化が認められれば、事業者の収益の増加により、介護職員の処遇改善、事業の維持可能性の確保ができるほか、新しい市場の創出、介護サービスの質の向上・効率化が期待できる」等の賛成意見があった。他方、「認知症高齢者や独居高齢者といった合理的な判断をすることが難しい利用者が増えていく中で、適切なアセスメントがなされないまま、保険外サービスを増やすことによって、無用な保険給付が生み出される場合があることから、新しい混合介護（混合介護の弾力化）を拙速に認めることには反対である」等の反対意見があった。これらの懸念に対しては、「利用者が適切に介護サービスの質を評価し適切に事業者を選択できるための手当てが

行われることを前提とすれば、不適切なサービスを提供する事業者は利用者から選択されずに淘汰されることになるため無用な保険給付が発生することにはならない」との意見もあった。

4 情報公開・第三者評価【報告書68ページ】

利用者の選択が適切に行われ得る環境が整っているかとの視点から、利用者の選択の基礎となる情報公開・第三者評価に係る制度とその実態等について調査を行った。

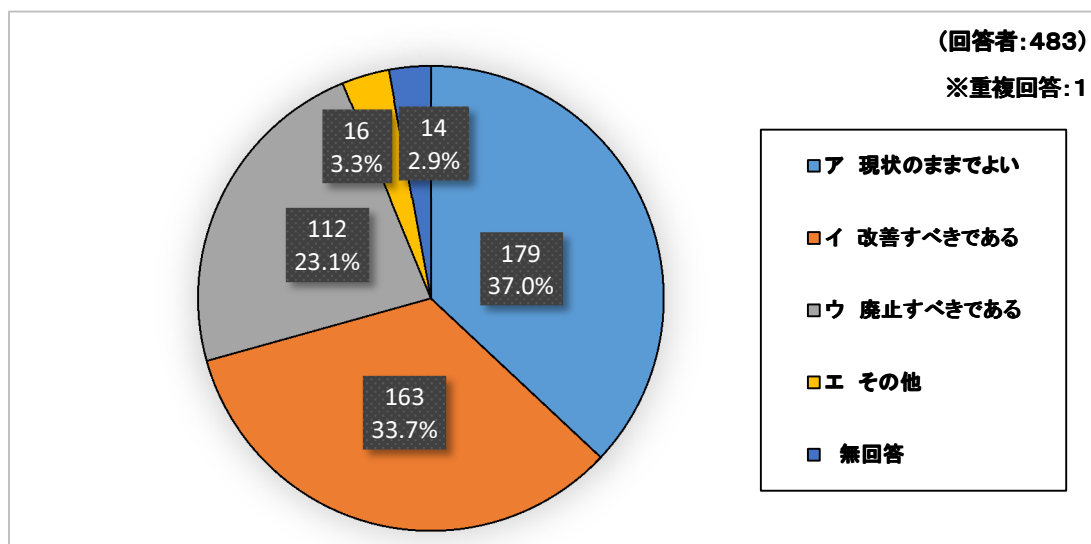
(1) 情報公開【報告書68ページ】

現行制度では、介護保険法に基づき、介護サービスの利用者が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために、都道府県知事が介護サービス事業所の情報をインターネット等により公表する仕組み（以下「介護サービス情報公表制度」という。）がある。

この介護サービス情報公表制度について、株式会社等、社会福祉法人及び自治体のいずれに対するアンケートでも「改善すべきである」又は「廃止すべきである」との回答が多く、また、利用者等に対するアンケートでも、回答者の9割以上が「利用したことがない」又は「利用したかどうか分からない」と回答している。

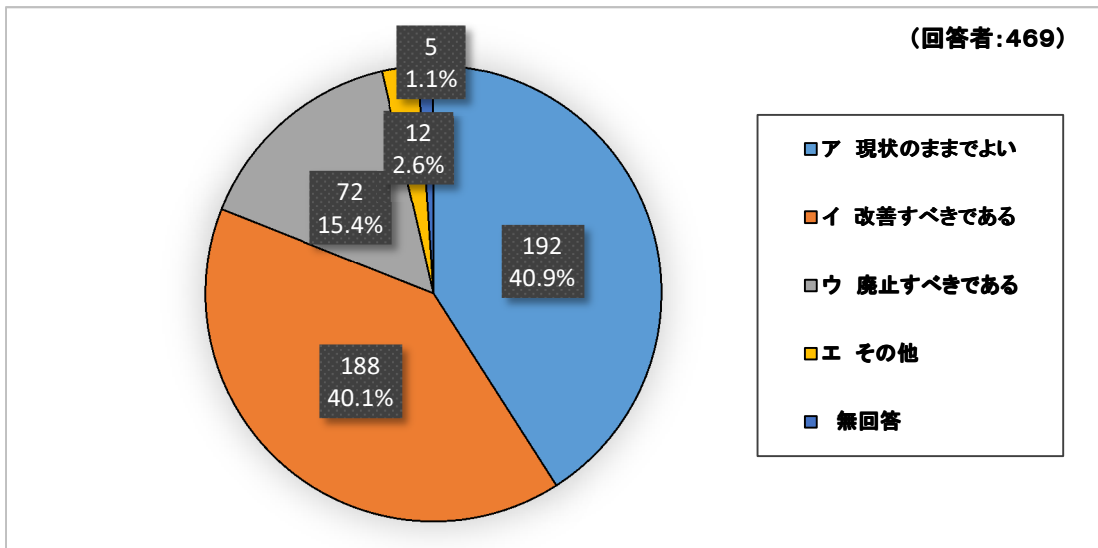
図表65 介護サービス情報公表制度に対する事業者の意見及びその理由【報告書83ページ】

① 介護サービス情報公表制度に対する事業者の意見
〔株式会社等〕



【出所】公正取引委員会調べ

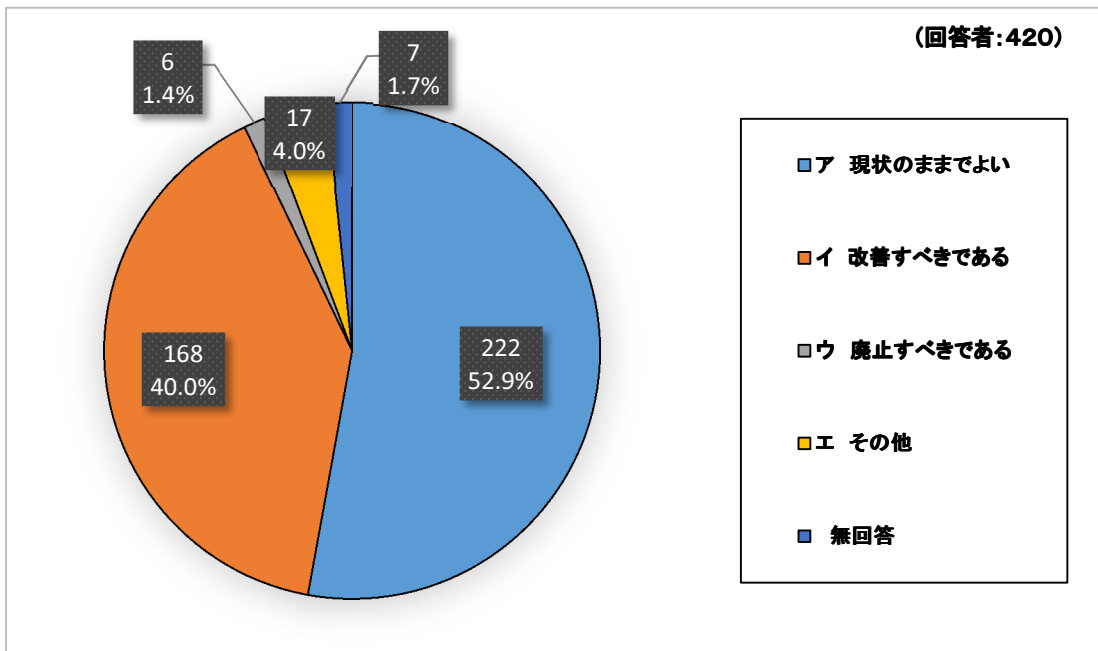
〔社会福祉法人〕



【出所】公正取引委員会調べ

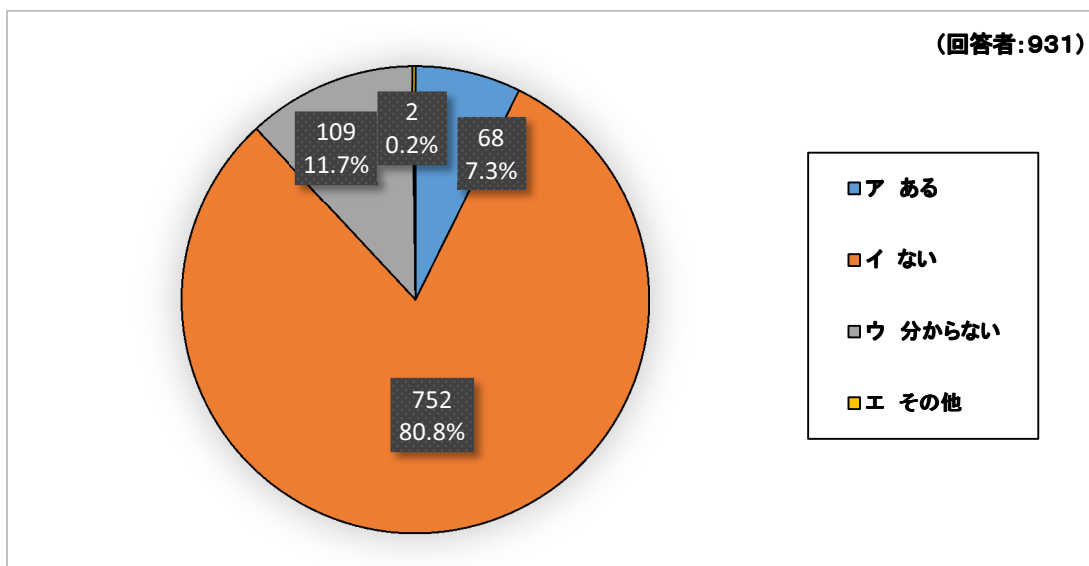
図表66 介護サービス情報公表制度に対する自治体の意見及びその理由【報告書86ページ】

① 介護サービス情報公表制度に対する自治体の意見



【出所】公正取引委員会調べ

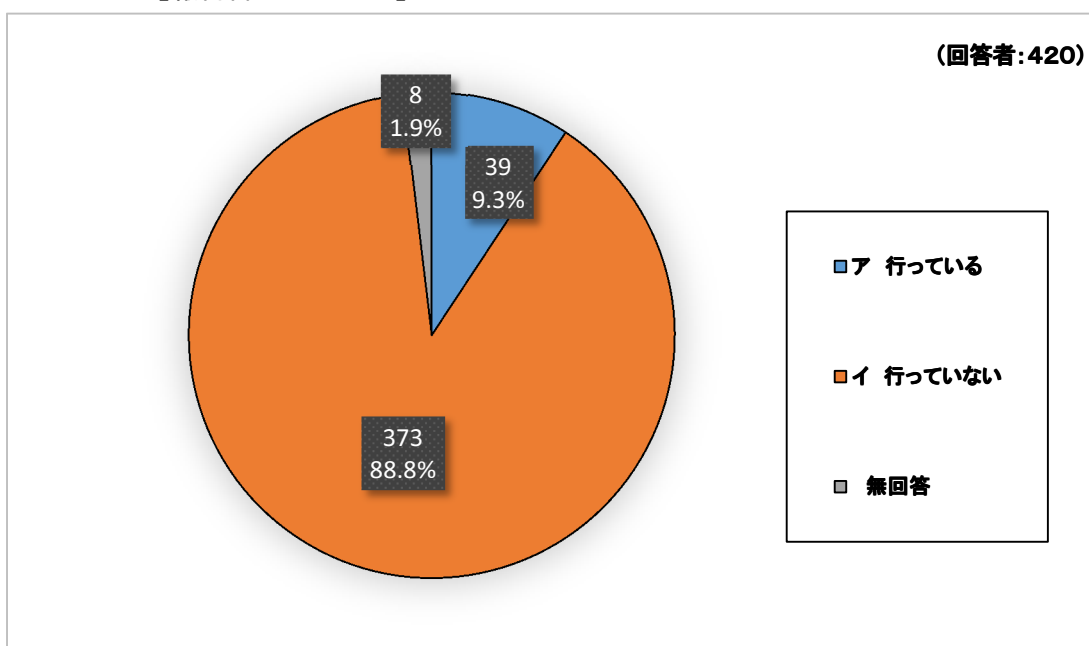
図表 6 7 介護サービス情報公表制度の利用状況【報告書 8 8 ページ】



【出所】公正取引委員会調べ

自治体における情報公開について、自治体に対するアンケートでは、利用者がどのような情報を必要としているのかを把握する取組について、回答者の約9割が、そのような取組は「行っていない」と回答している。

図表 5 8 利用者が求める情報を把握するために自治体を実施している取組の有無【報告書 7 1 ページ】



【出所】公正取引委員会調べ

また、情報公開に関する事業者や利用者に対するアンケートからは、介護サービス事業者にとって、利用者を獲得する上で広告活動が必ずしも効果的な手段となっていないこと、また、介護サービス事業者の中には、積極的に情報を公開しようとしている姿勢を有する者も多いことがうかがえるが、実際に事業者から公開されている情報では利用者等が必要とする情報としては必ずしも十分ではない実態が見受けられる。

(2) 第三者評価【報告書 88 ページ】

社会福祉法では、介護サービス事業を含む社会福祉事業において、事業者が提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の受審が推進されている。

介護サービス事業は、社会福祉法上の社会福祉事業に該当するものと公益事業に該当するものに分かれることなどから、各都道府県において、必ずしも全ての介護サービス事業が第三者評価事業の対象になっていない。

また、介護サービス事業者における第三者評価の受審は事業者の任意となっており、受審数は、地域によって大きく偏りがあることが推測され、事業者に対するアンケートでも、株式会社等、社会福祉法人共に、受審していない事業者が多い。

第三者評価の意義について、株式会社等に対するヒアリングでは、「施設系のサービスは閉鎖的な環境であるので、公正な立場の第三者から客観的な意見を聞いて自らのサービスを振り返る機会を確保することが重要である」等との意見があった。しかし、現状は、その受審率は必ずしも高いとはいえ、その理由について、第三者評価の認知度が低いことやその公平性・信頼性を疑問視する意見があった。